

# 資料編

# 1 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会

## (1) 札幌市地域福祉社会計画審議会委員名簿

●会長 ○副会長 〔任期：2019年(平成31年)4月1日～2022年(令和4年)3月31日〕

委員選出分野	氏名	所属団体・役職等
地域福祉に関わる 団体の代表者	かみや 紙谷 京子	札幌市民生委員児童委員協議会 会長
	くりやま 栗山 文雄	白石地区福祉のまち推進センター 運営委員長
	しのはら 篠原 辰二	一般社団法人 Wellbe Design 理事長
	せがわ 瀬川 誠	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 常務理事
	たかはし 高橋 唯之	札幌市ボランティア連絡協議会 会長
高齢福祉に関わる 団体の代表者	こばやし 小林 恒男	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会 常任理事・事務局長
障がい福祉に関わる 団体の代表者	すずき 鈴木 博子	障がい者によるまちづくりサポーター 代表
児童福祉に関わる 団体の代表者	おいで 生出 裕一	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 事務局長
保健・医療に関わる 団体の代表者	あらき 荒木 啓伸	一般社団法人札幌市医師会 理事 (～令和元年6月7日)
	しみず 清水 研吾	一般社団法人札幌市医師会 理事 (令和元年6月8日～)
福祉サービスに関わる 団体の代表者	かとう 加藤 敏彦	札幌市老人福祉施設協議会 会長
	なかた 中田 華代	札幌市生活就労支援センター ステップ 主任相談支援員
	よしい 由井 康博	一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長
教育関係者	こいけ 小池 千秋	札幌市学校教護協会 理事長
権利擁護に関わる 団体の代表者	せきぐち 関口 和矢	札幌市弁護士会 弁護士
学識経験者	●はた 畑 亮輔	北星学園大学社会福祉学部福祉臨床学科 准教授
市民公募委員会	くらもと 倉本 洋子	市民公募
	つかもと 塚本 光顯	市民公募

## (2) 権利擁護部会委員名簿

●部会長 ○副部会長 〔任期：2019年(平成31年)4月1日～2022年(令和4年)3月31日〕

委員選出分野	氏名	所属団体・役職等
地域福祉に関わる 団体の代表者	かみや 紙谷 京子	札幌市民生委員児童委員協議会 会長
	せかわ 瀬川 誠	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 常務理事
保健・医療に関わる 団体の代表者	あらか 荒木 啓伸	一般社団法人札幌市医師会 理事 (～令和元年6月7日)
	しみず 清水 研吾	一般社団法人札幌市医師会 理事 (令和元年6月8日～)
福祉サービスに関わる 団体の代表者	あかさぎ 赤杉 美香	さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール サブチーフ
	よしい 由井 康博	一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長
学識経験者	○しらと 白戸 一秀	北海道地域福祉学会 監事
	●はた 畑 亮輔	北星学園大学社会福祉学部福祉臨床学科 准教授
権利擁護に関わる 団体の代表者	いしかわ 石川 由男	北海道税理士会成年後見支援センター センター長
	いわい 岩井 英典	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート札幌支部 相談役
	すが 菅 しおり	公益社団法人北海道社会福祉士会道央地区支部 道央地区 支部長
	せきぐち 関口 和矢	札幌弁護士会 弁護士
	はんどう 半藤 政一	札幌後見支援の会 会長
	みなかた 南方 宏幸	一般社団法人北海道成年後見支援センター (北海道行政書士会) 理事

## (3) 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会での検討経過

開催日	会議	主な議事内容
2019年(令和元年) 5月29日	札幌市地域福祉 社会計画審議会	・札幌市成年後見制度利用促進基本計画の 策定のための権利擁護部会の設置
2019年(令和元年) 7月2日	第1回 権利擁護部会	・部会長及び副部会長の選出 ・札幌市成年後見制度利用促進基本計画の 策定体制、スケジュール ・成年後見制度に関する市民意識調査の結果報告 ・成年後見制度の関係機関・団体の取組状況の共有
2019年(令和元年) 9月13日	第2回 権利擁護部会	・成年後見制度の取組等に関する政令指定都市の 状況報告 ・札幌市成年後見制度利用促進基本計画の構成
2019年(令和元年) 11月20日	第3回 権利擁護部会	・成年後見制度利用促進に資する取組について
2020年(令和2年) 1月28日	第4回 権利擁護部会	・札幌市成年後見制度利用促進基本計画案の検討
2020年(令和2年) 3月16日	第5回 権利擁護部会	

## 2 成年後見制度に関する市民意識調査

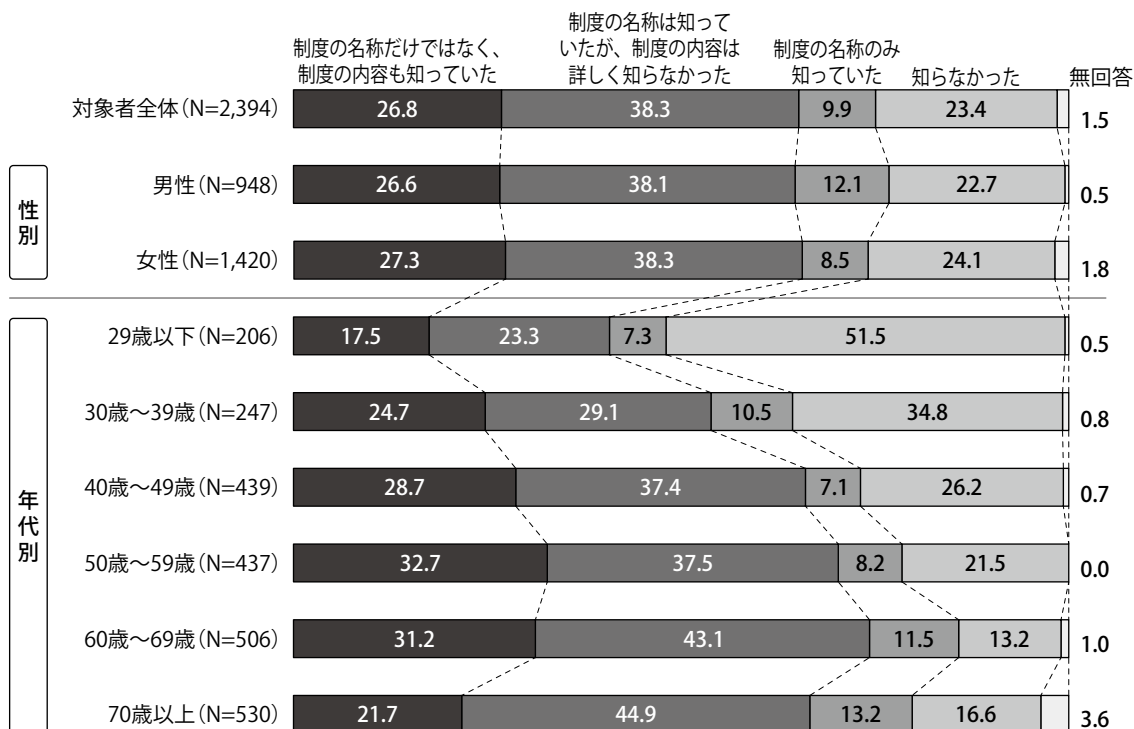
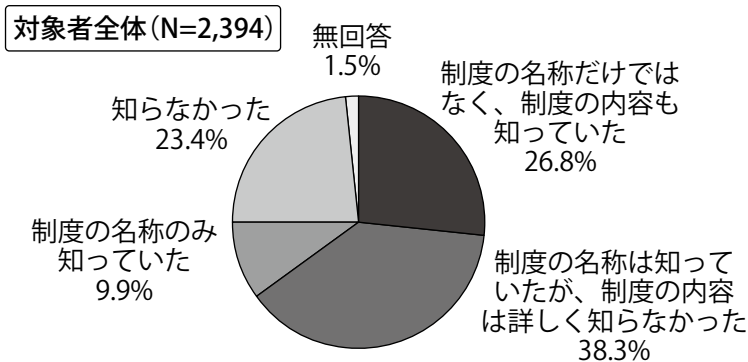
成年後見制度の認知度や将来的な制度利用意向など、市民の意識やニーズを把握することを目的として、市民意識調査を実施しました。

- ・調査期間 2018年(平成30年) 12月7日(金)～12月21日(金)
- ・調査方法 郵送による調査票の送付
- ・調査対象 満18歳以上の市民から無作為抽出した5,000人
- ・有効回答数 2,394 通(47.9%)

### ○市民意識調査結果

#### 【問1】あなたは、成年後見制度を知っていましたか。

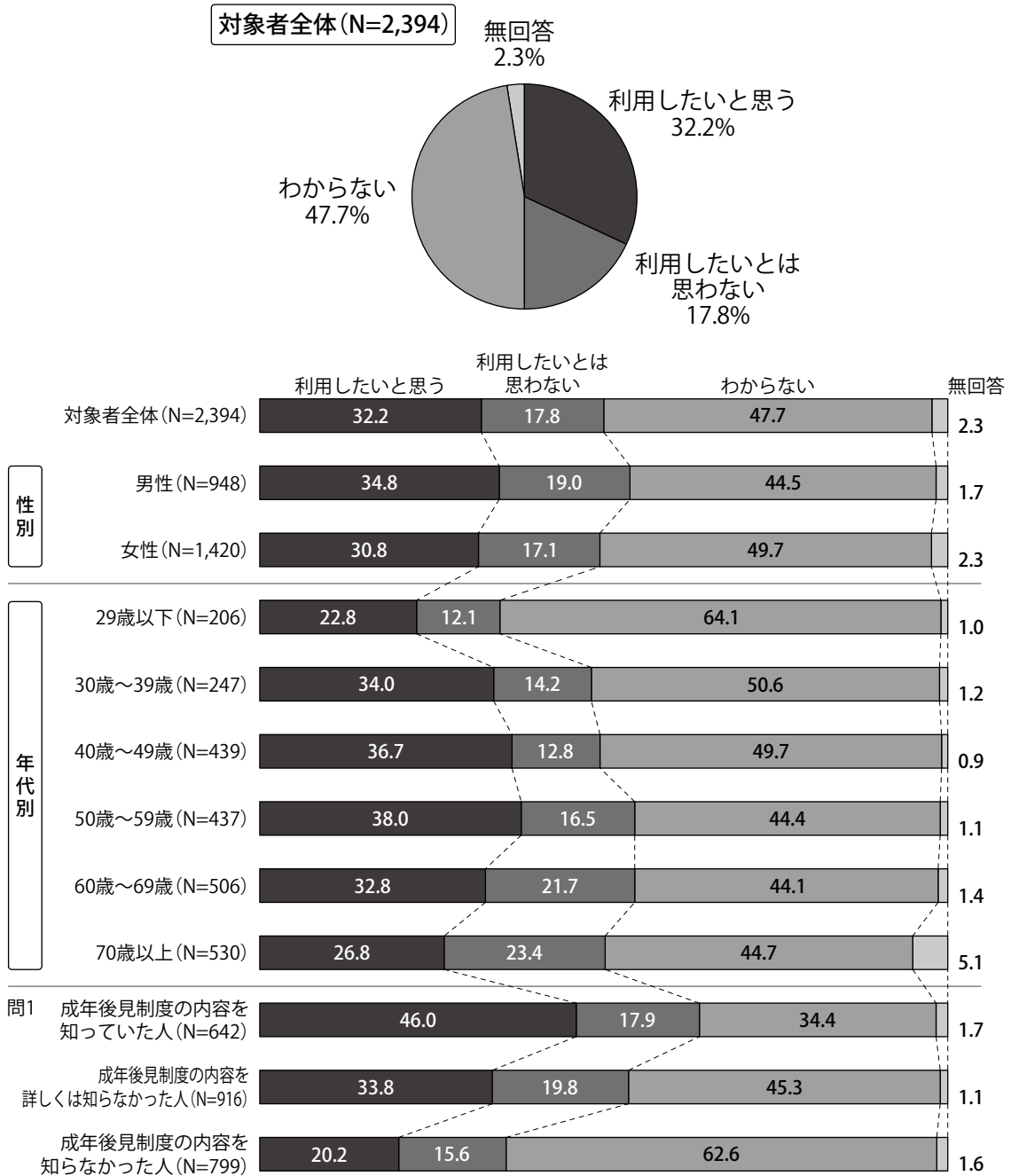
成年後見制度について「制度の名称だけでなく、制度の内容も知っていた」人は26.8%



問1 成年後見制度の内容を知っていた人⇒「制度の名称だけでなく、制度の内容も知っていた」  
 成年後見制度の内容を詳しく知らなかった人⇒「制度の名称は知っていたが、制度の内容は詳しく知らなかった」  
 成年後見制度の内容を知らなかった人⇒「制度の名称のみ知っていた」+「知らなかった」

**【問2】あなたは、将来的にあなた自身の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。**

将来的な成年後見制度の利用の意向について、「利用したいと思う」人は32.2%



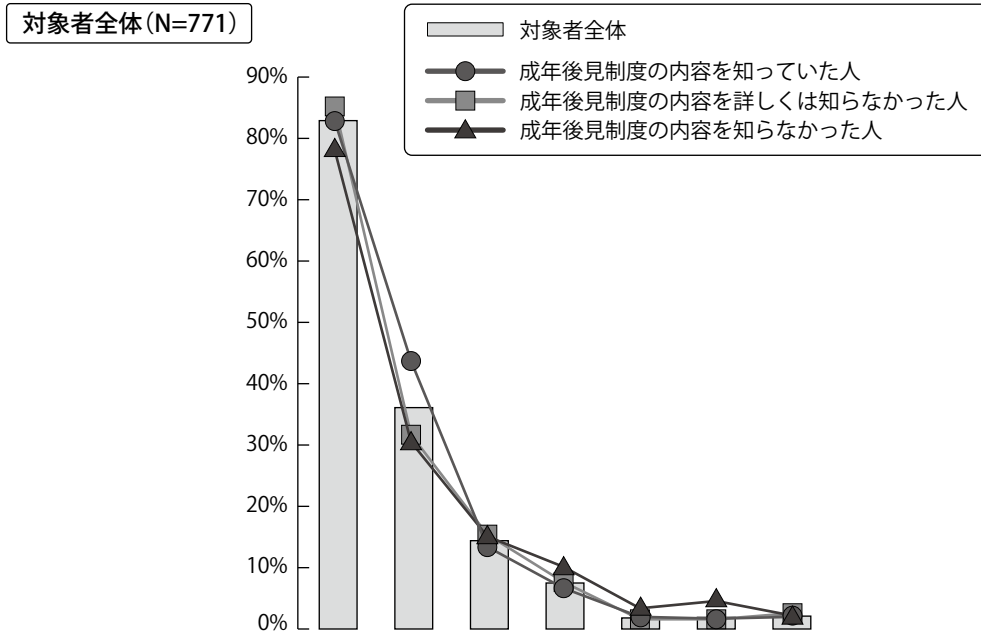
**【成年後見制度の内容の認知度別】**

問1で“成年後見制度の内容を知っていた”と回答した人は、問2で「利用したいと思う」(46.0%)と回答している割合が高く、全体と比較して13.8%高くなっている。

【問2-1】《問2で、「利用したいと思う」と答えた方にお聞きします》

あなたは、あなた自身の判断能力が低下し、自分の身の回りの契約行為や財産管理などができなくなった場合、誰に後見人となって支援してほしいですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

後見人となって支援してほしい相手は「配偶者や子どもなどの親族」が82.9%



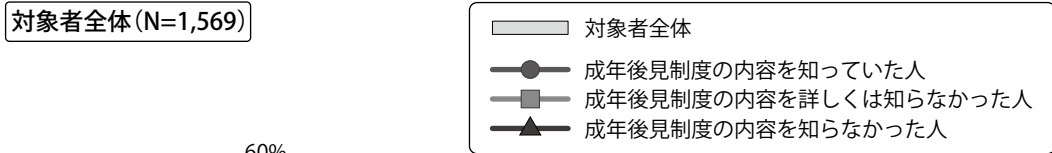
対象者数	配偶者や子どもなどの親族	弁護士や司法書士などの専門職	社会福祉法人などの団体	市民後見人	誰でもかまわない	わからない	無回答
対象者全体 (N=771)	82.9	36.1	14.4	7.5	1.8	1.9	2.1
《性別》 男性	85.5	36.4	16.1	10.0	2.1	1.5	0.6
女性	81.1	35.8	13.2	5.7	1.6	2.3	3.2
《年代別》 29歳以下	78.7	38.3	23.4	8.5	2.1	-	2.1
30歳～39歳	82.1	45.2	11.9	4.8	1.2	2.4	3.6
40歳～49歳	77.0	41.0	13.0	6.8	3.1	1.2	2.5
50歳～59歳	81.9	36.1	16.3	6.0	2.4	3.6	1.2
60歳～69歳	83.7	35.5	13.9	8.4	0.6	2.4	2.4
70歳以上	91.5	24.6	13.4	9.9	1.4	0.7	1.4
成年後見制度の内容を知っていた人	83.1	43.7	13.2	6.4	1.7	1.4	1.7
成年後見制度の内容を詳しくは知らなかった人	85.5	31.6	15.2	7.4	1.3	1.3	2.3
成年後見制度の内容を知らなかった人	78.3	30.4	14.9	9.9	3.1	4.3	1.9

■ 対象者全体スコアと比較し10%以上高い □ 対象者全体スコアと比較し10%以上低い

【問2-2】《問2で、「利用したいとは思わない」または「わからない」と答えた方にお聞きします》

あなたが、「利用したいとは思わない」または「わからない」と答えた理由は何ですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

利用したいと思わない理由は、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」が40.5%



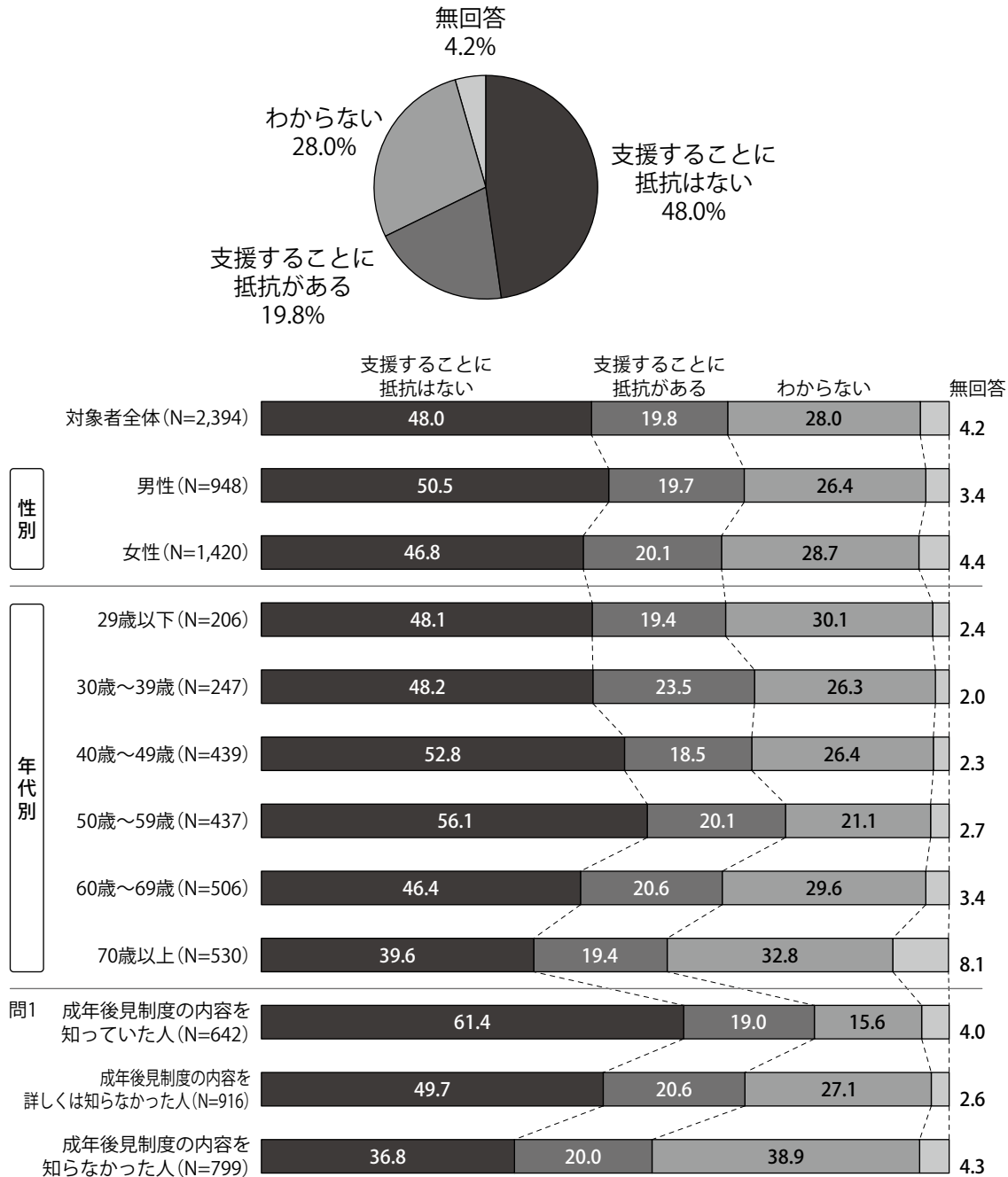
対象者数	対象者数	理由								
		他人に財産管理をされることに抵抗がある	制度の内容や利用方法がよくわからない	複雑さである	制度を利用するための手続きがかかる	利用するために費用(経済的負担)がかかる	必要性がわからない	制度自体に良いイメージがない	その他	特に理由はない
(%)										
対象者全体	1,569	40.5	34.4	30.5	25.6	11.7	10.1	7.7	9.8	8.1
《性別》 男性	602	36.9	32.6	23.4	20.8	12.6	11.0	7.8	10.6	9.6
女性	949	42.7	35.6	35.0	28.6	11.0	9.7	7.8	9.2	7.2
《年代別》 29歳以下	157	42.7	39.5	40.1	22.3	12.7	7.0	5.1	12.1	2.5
30歳～39歳	160	49.4	40.0	28.8	32.5	13.1	7.5	11.3	5.6	3.8
40歳～49歳	274	48.2	38.3	31.4	26.6	13.1	9.1	6.9	6.9	3.6
50歳～59歳	266	41.4	40.6	32.7	31.2	10.9	13.9	5.6	10.2	5.3
60歳～69歳	333	40.2	28.2	31.8	26.4	11.4	12.9	9.9	9.3	8.7
70歳以上	361	29.1	28.0	23.5	18.0	10.0	8.3	7.8	13.0	17.2
成年後見制度の内容を知っていた人	336	41.4	4.5	26.5	25.6	9.8	14.0	15.2	12.5	8.3
成年後見制度の内容を詳しくは知らなかった人	596	45.1	36.2	35.7	25.7	10.1	10.7	8.2	6.9	8.4
成年後見制度の内容を知らなかった人	625	35.8	49.0	28.2	25.8	13.9	7.5	3.4	10.9	7.4

■ 対象者全体スコアと比較し 10% 以上高い □ 対象者全体スコアと比較し 10% 以上低い



### 【問3】あなたは、あなたの親族の判断能力が不十分となった場合、親族の後見人となって財産管理をすることに抵抗はありますか。

親族の後見人となって支援を行うことについて、「抵抗はない」人は48.0%



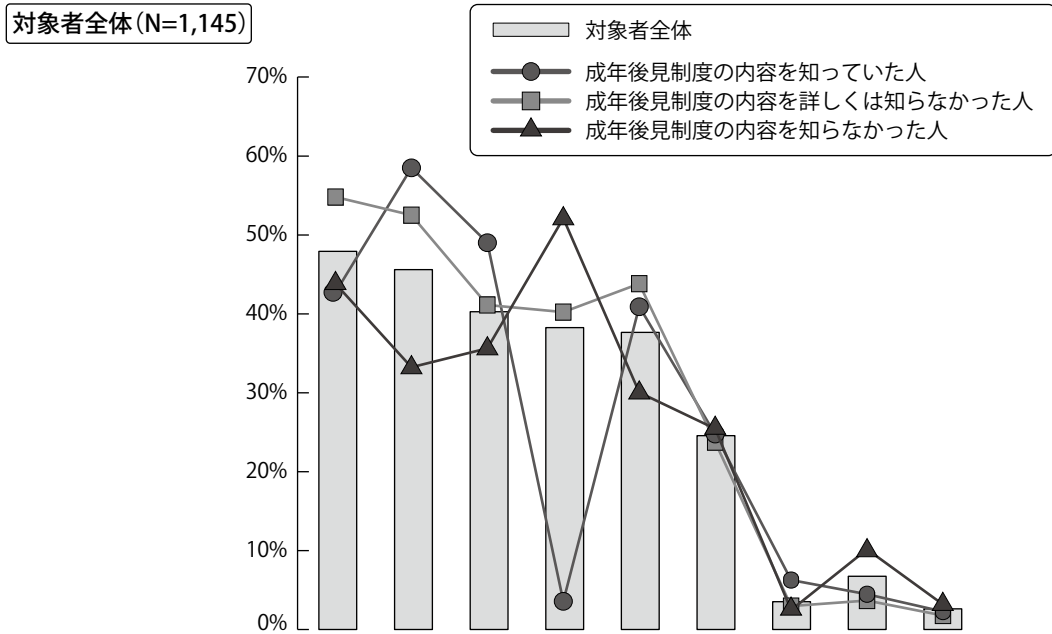
#### 【成年後見制度の内容の認知度別】

問1で“成年後見制度の内容を知っていた”と回答した人は、問3で「支援することに抵抗はない」(61.4%)と回答している割合が高く、全体と比較して13.4%高くなっている。

【問3-1】《問3で、「支援することに抵抗がある」または「わからない」と答えた方にお聞きします》

あなたが、「支援することに抵抗がある」または「わからない」と答えた理由は何ですか。あてはまるものにもいくつかでも○をつけてください。

抵抗がある理由は「財産管理や契約行為を行うための知識や経験がないから」が47.6%



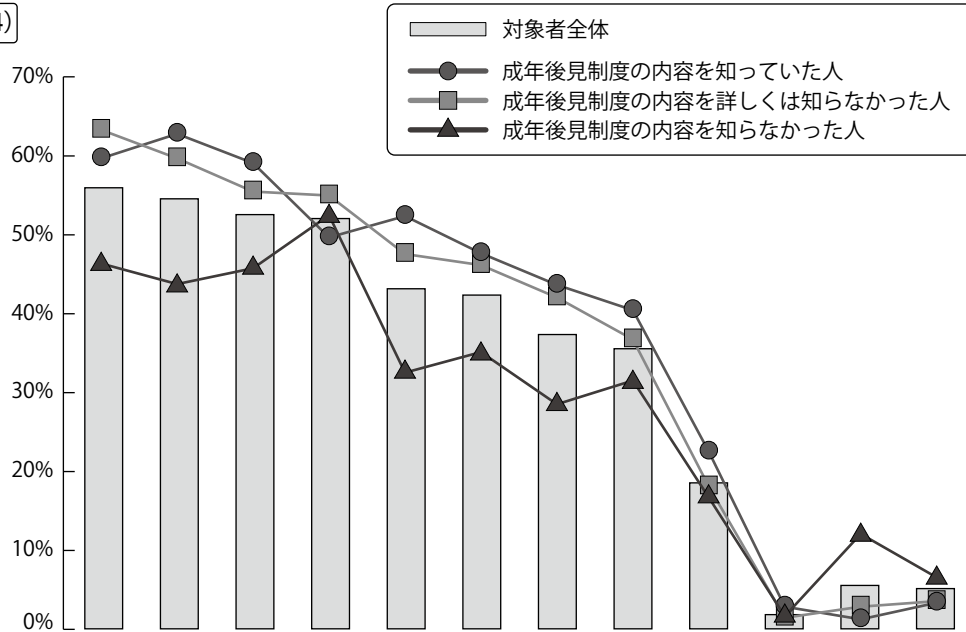
	対象者数	知識や経験がないから	財産管理や契約行為を行うための重い責任を感じるから	財産管理や契約行為を行うことによりトラブルに遭いそうだから	制度の内容などがよくわからないから	自分一人で財産管理などを行うことに不安を感じるから	財産管理や契約行為に手間がかかりそうだから	その他	特に理由はない	無回答
対象者全体	1,145	47.6	45.3	40.0	38.0	37.4	24.4	3.5	6.7	2.6
《性別》 男性	437	46.5	42.1	41.4	35.7	29.5	24.5	3.7	8.2	3.2
女性	693	48.5	47.5	39.4	39.4	42.1	24.8	3.5	5.8	2.2
《年代別》 29歳以下	102	52.9	44.1	48.0	44.1	46.1	33.3	2.9	6.9	-
30歳～39歳	123	52.0	38.2	44.7	42.3	35.0	29.3	2.4	3.3	3.3
40歳～49歳	197	46.2	45.2	43.1	37.6	36.0	24.4	4.6	4.1	1.0
50歳～59歳	180	49.4	51.1	43.3	45.0	45.0	31.1	3.3	3.9	1.7
60歳～69歳	254	43.3	50.8	41.7	31.1	37.8	28.0	3.9	5.5	3.1
70歳以上	277	47.3	40.4	29.2	35.4	30.7	12.3	3.2	13.0	4.7
成年後見制度の内容を知っていた人	222	42.8	58.6	49.1	3.6	41.0	24.8	6.3	4.5	2.3
成年後見制度の内容を詳しくは知らなかった人	437	54.9	52.6	41.2	40.3	43.9	23.8	3.0	3.7	1.8
成年後見制度の内容を知らなかった人	471	43.9	33.3	35.7	52.2	30.1	25.5	2.5	10.2	3.2

■ 対象者全体スコアと比較し 10% 以上高い □ 対象者全体スコアと比較し 10% 以上低い

【問4】 成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、どのようなことが重要であると思いますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

成年後見制度が利用しやすくなるために重要なことは、「制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること」が 55.9%

対象者全体 (N=2,394)



対象者数	相談窓口があること	制度利用の方法などに関して、身近なような仕組みがあること	財産の権限などの不正が行われない複雑さが解消されること	制度を利用するための手続きなどの(パンフレットや説明会など)	制度内容を知る機会が充実すること	後見人と医療・介護の関係者などが協力して、本人を支援する体制が整備されること	適切な後見人が選任されること	本人の能力や生活状況を踏まえ、後見活動で法的な問題が生じた場合、弁護士などによる助言が得られる体制が整備されること	成年後見人制度を利用するための費用に対する助成制度などが充実すること	後見人による支援体制が充実すること	弁護士などの専門職だけでなく、市民	その他	わからない	無回答
対象者全体	2,394	55.9	54.5	52.5	52.0	43.1	42.3	37.3	35.5	18.5	1.8	5.5	5.1	
《性別》 男性	948	51.1	49.8	47.4	52.5	38.7	36.9	35.2	31.6	18.9	2.2	6.1	5.4	
女性	1,420	59.5	57.9	56.4	51.9	46.3	46.1	38.8	38.2	18.3	1.6	5.1	4.6	
《年代別》 29歳以下	206	52.4	55.3	55.8	60.2	32.5	45.6	33.5	33.0	15.0	2.4	3.4	5.8	
30歳～39歳	247	59.9	60.3	53.0	60.7	40.9	42.1	39.7	40.5	15.4	4.5	2.8	3.6	
40歳～49歳	439	57.6	58.8	56.0	56.9	46.5	50.3	43.1	40.1	20.5	1.4	5.2	2.7	
50歳～59歳	437	64.8	59.5	64.3	53.8	47.4	45.3	42.1	42.1	19.9	1.6	4.1	3.2	
60歳～69歳	506	56.7	57.5	50.0	46.0	48.2	40.3	37.9	33.4	19.0	1.8	4.0	5.1	
70歳以上	530	46.4	41.5	41.5	45.3	37.4	34.5	28.7	27.0	18.3	1.1	10.6	8.1	
成年後見制度の内容を知っていた人	642	59.5	62.6	58.9	49.5	52.2	47.5	43.5	40.3	22.4	2.8	1.2	3.3	
成年後見制度の内容を詳しくは知らなかった人	916	63.1	59.5	55.3	54.8	47.4	46.0	41.9	36.6	18.0	1.4	2.8	3.5	
成年後見制度の内容を知らなかった人	799	46.2	43.6	45.6	52.3	32.4	35.0	28.4	31.4	16.6	1.6	12.0	6.5	

対象者全体スコアと比較し 10% 以上高い

対象者全体スコアと比較し 10% 以上低い

## 3 パブリックコメント

### (1) 実施概要

#### ア 意見募集期間

2020年(令和2年)12月21日～2021年(令和3年)1月25日

#### イ 意見募集方法

持参、郵送、FAX、電子メール

#### ウ 資料公表場所

- ・札幌市保健福祉局総務部総務課
- ・市政刊行物コーナー
- ・各区役所市民部総務企画課
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ

### (2) 結果概要

ア 提出者数 8人

イ 件数 40件

ウ 項目別意見件数

項 目		意見件数	構成比
第1章 計画の策定にあたって		4件	10.0%
第2章 計画策定の背景		8件	20.0%
第3章 計画の理念・目標と施策の体系		3件	7.5%
第4章 施策の展開	施策1	7件	17.5%
	施策2	6件	15.0%
	施策3	2件	5.0%
	施策4	2件	5.0%
	施策5	0件	0%
	施策6	1件	2.5%
第5章 計画の推進について		3件	7.5%
資料編		0件	0%
計画の概要版に対する意見		4件	10.0%
合 計		40件	100%

### (3) 意見に基づく計画案の修正点

市民のみなさまからいただいたご意見をもとに、当初の計画案から19箇所、下記のとおり修正いたしました。

また、趣旨が同様のご意見は、まとめて掲載させていただいております。

なお、本計画に係る下記の修正内容につきましては、本計画の概要版にも反映いたします。

#### ■第1章 計画の策定にあたって『1 計画策定の趣旨 (P.2)』

意見の概要	修正内容
<p>「成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が十分ではない人の（以下省略）」との記載があるが、身体障がいのみでは当該制度を利用し得る対象にはならないため、「成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の（以下省略）」という記載に変更してはどうか。</p> <p>また、「財産管理や契約等の法律行為を代わって行う（以下省略）」との記載があるが、促進法で規定されている身上保護の重視の記載が不十分な印象を受けるため、「身上保護（健康や療養等に関する法律行為）や財産管理を代わって行う（以下省略）」という記載に変更してはどうか。</p> <p>さらに、「認知症高齢者、知的・精神上的の障がいのある人を含む全ての市民が（以下省略）」との記載を、若年性認知症等の方も考慮し、「認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が（以下省略）」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、『1 計画策定の趣旨』の文中を下記のとおり修正いたしました。</p> <p>■「成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の権利や財産を守るため、身上保護（健康や療養等に関する法律行為）や財産管理、契約等の法律行為を代わって行う（以下省略）」</p> <p>■「本計画では、市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援（※）に取り組むことで、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が（以下省略）」</p>

## ■第2章 計画策定の背景『1 国の動向 (P.10)』

意見の概要	修正内容
<p>「財産管理や日常生活等に支障がある人を支援するための重要な手段である（以下省略）」との記載があるが、促進法で規定されている身上保護の重視の記載が不十分な印象を受けるため、「身上保護（健康や療養等に関する法律行為）や財産管理に支障がある人を支援するための重要な手段である（以下省略）」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、『1 国の動向』の文中を下記のとおり修正いたしました。</p> <p>■「国は、2016年（平成28年）5月、身上保護を要する人や財産管理等に支障がある人を支援するための重要な手段である（以下省略）」</p>

## ■第2章 計画策定の背景『(6) 成年後見制度に関する事業の現状 (P.19)』

### ■第4章 施策の展開『施策4 後見人となる人材の育成・活用 (P.41)』

意見の概要	修正内容
<p>「弁護士等の専門職」との記載があるが、身上保護を重視する観点や、市民にわかりやすい表現とするため、「弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、該当箇所を修正いたしました。</p> <p>■P.19『(6) 成年後見制度に関する事業の現状』の文中を下記のとおり修正 「札幌市では、認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度の需要に対応するため、2014年度（平成26年度）から、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職以外の市民が（以下省略）」</p> <p>■P.41『施策4 後見人となる人材の育成・活用』の文中を下記のとおり修正 「札幌市では、親族後見人が得られない人や身寄りのない人に対する支援として、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職以外の市民が（以下省略）」</p>

■第2章 計画策定の背景『イ 成年後見制度利用支援事業 (P.20)』

■第4章 施策の展開『施策3 成年後見制度利用支援事業の推進 (P.40)』

意見の概要	修正内容
<p>P.20の文中、「札幌市に居住する身寄りのない認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の財産管理等を行う必要がある場合（以下省略）」との記載を、若年性認知症等の方を考慮するとともに、身上保護の記載が不十分である印象を受けるため、「札幌市に居住する身寄りのない認知症や知的障がい、その他精神上の障がいがある人の身上保護（健康や療養等に関する法律行為）や財産管理を行う必要がある場合（以下省略）」という記載に変更してはどうか。</p> <p>また、P.40の文中、「札幌市では、認知症高齢者、知的障がい及び精神障がいのある人が財産管理等における保護を必要とする際に（以下省略）」との記載があるが、こちらについても、上記同様に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、該当箇所を修正いたしました。</p> <p>■P.20『イ 成年後見制度利用支援事業』の文中を下記のとおり修正 「札幌市に居住する身寄りのない認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の身上保護や財産管理等を行う必要がある場合（以下省略）」</p> <p>■P.40『施策3 成年後見制度利用支援事業の推進』の文中を下記のとおり修正 「札幌市では、認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の身上保護や財産管理等における保護を必要とする際に（以下省略）」</p>

### ■第3章 計画の理念・目標と施策の体系『1 基本理念 (P.28)』

意見の概要	修正内容
<p>「認知症高齢者や障がいのある人の場合 (以下省略)」との記載を、若年性認知症等の方を考慮し、「認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の場合 (以下省略)」という記載に変更してはどうか。</p> <p>また、同頁中、「認知症高齢者、知的・精神上的障がいのある人を含む全ての市民が (以下省略)」との記載についても、上記同様の理由により、「認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が (以下省略)」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、『1 基本理念』の文中を下記のとおり修正いたしました。</p> <p>■「認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の中には、本人の努力だけでは尊厳の保持は難しく、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を行う必要がある場合があります。」</p> <p>■「このような背景から、市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援に取り組むことにより、認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が (以下省略)」</p>

### ■第3章 計画の理念・目標と施策の体系『2 基本目標 (P.29)』

意見の概要	修正内容
<p>基本目標Ⅱに係る文中、「制度の利用を促進するためには、権利擁護支援が必要な人だけでなく、ご家族や成年後見人等の誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みをつくる必要があります。」との記載について、当該制度を利用するのは判断能力が低下した人であるため、この文中では、「利用」よりも「活用」と表記するほうが内容と合致するように思われる。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、『2 基本目標』の「基本目標Ⅱ」に係る文中を下記のとおり修正いたしました。</p> <p>■「制度の利用を促進するためには、権利擁護支援が必要な人だけでなく、ご家族や成年後見人等の誰もが安心して成年後見制度を活用できる仕組みをつくる必要があります。」</p>



## ■第4章 施策の展開『施策1 (P.34～P.36)、施策2 (P.38、P.39)、施策6 (P.45)』

意見の概要	修正内容
<p>P.34の文中、「成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者福祉・医療の関係機関、行政、司法、地域の関係団体と連携を図りながら（以下省略）」との記載があるが、市民に広く成年後見制度を知ってもらうためには、「保健」領域も重要と考えるため、当該文中に「保健」を追記してはどうか。</p> <p>また、P.35～39及びP.45の文中に各関係者等が列挙されている箇所があるため、そちらについても「保健」を追記してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、該当箇所を修正いたしました。</p> <p>■P.34『(2)地域連携ネットワークの機能の整備【新規】』の文中を下記のとおり修正 「成年後見制度の利用の促進に向け、中核機関が3つの役割（詳細はP.11記載）を念頭に、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者に関わる保健福祉の関係機関、医療、行政、司法、地域の関係団体と連携を図りながら（以下省略）」</p> <p>■P.35『(3)専門職団体や関係機関による札幌市成年後見制度協議会の設置【新規】』及び『(4)チームによる後見活動の推進【新規】』の文中を下記のとおり修正 「地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者に関わる保健福祉の関係機関、医療、行政、司法、地域の関係団体等を構成員とする（以下省略）」 「権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や保健福祉・医療・地域の関係者が（以下省略）」</p> <p>■P.36『地域連携ネットワークのイメージ』の図を「医療・保健福祉関係団体」に修正</p> <p>■P.38『施策2 制度利用につながる情報提供や相談の実施』に係る【施策の方向性】の文中を下記のとおり修正 「・権利擁護支援が必要な人を日常的に支援することが多い保健福祉・医療の関係機関の職員等への研修を行います。」</p> <p>■P.39『(2)関係機関の職員に対する研修の実施【新規】』の文中を下記のとおり修正 「そのため、高齢者や障がい者と接する機会の多い保健福祉や医療の関係機関の職員（以下省略）」</p> <p>■P.45『(2)チームに対する支援』の文中を下記のとおり修正 「本人の意思決定支援を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう、必要に応じ、本人に身近な親族、保健福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が（以下省略）」</p>

#### ■第4章 施策の展開『施策2 制度利用につながる情報提供や相談の実施 (P.38)』

意見の概要	修正内容
<p>施策2の【現状と課題】の文中、「そのため、成年後見制度の利用の促進に向け、市民だけではなく、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い福祉施設や医療機関などに対しても（以下省略）」との記載があるが、「福祉施設」と限定せず、「施設」と記載することで広範囲をカバーできると思うので、変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、『施策2』に係る【現状と課題】の文中を下記のとおり修正いたしました。</p> <p>■「そのため、成年後見制度の利用の促進に向け、市民だけではなく、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い施設や医療機関の職員等に対しても（以下省略）」</p>

#### ■第5章 計画の推進について『成果指標に係る権利擁護支援に関する研修受講人数 (P.49)』

意見の概要	修正内容
<p>成果指標である「権利擁護支援に関する研修受講人数」に係る【考え方】の文中、「認知症高齢者等と日常的に接している介護支援専門員などの関係機関職員等が制度について関心や理解を深めるとともに（以下省略）」との記載があるが、介護支援専門員や相談支援専門員につながっていない高齢者や知的障がい者、その他の精神障がい者に支援が届かない可能性があるため、「認知症高齢者、知的・精神上の障がいのある人と日常的に接している福祉や保健・医療関係職員等が制度について関心や理解を深めるとともに（以下省略）」に変更してはどうか。</p> <p>また、上記のとおりを対象変更により、目標値が変更になることも考えられる。</p>	<p>本市としても、福祉や保健・医療関係機関職員等の方々を含め、当該制度の関心や理解が深まることが重要であると考えており、そのような方々にも権利擁護支援に関する研修を実施のうえ、毎年度、1,000人の受講人数の達成を目指してまいります。該当文中に記載のある「介護支援専門員など」については、市民の方々に分かりやすいと考えられる代表例を記載したものであり、福祉や保健・医療関係機関職員等の方々が含まれていないということではありませんが、より分かりやすい表現とするため、該当箇所を修正いたします。</p> <p>■【考え方】の文中を下記のとおり修正 「権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげていくためには、認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人と、日常的に接している関係機関職員等が制度について関心や理解を深めるとともに（以下省略）」</p>

**(4) 意見の概要と札幌市の考え方**

市民のみなさまからいただいたご意見の概要と、札幌市の考え方を掲載いたします。

**【第1章 計画の策定にあたって】**

意見の概要	市の考え方
<b>『成年後見制度について (P.3)』</b>	
<p>「※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。」との記載があるが、居住用不動産の処分以外にも、後見人等は上申書等で家庭裁判所の裁判官に相談しているため、「※3 本人の居住用不動産の処分等については、家庭裁判所の許可が必要となります。」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり、居住用不動産の処分以外についても、家庭裁判所に相談のうえ後見活動を行っているものと認識しておりますが、後見人等の包括的代理権に関する制限に関しては、民法上、居住用不動産の処分においてのみ家庭裁判所の許可が必要になる旨規定されておりますので、本計画書上も、そのとおりの記載にさせていただきました。</p>

**【第2章 計画策定の背景】**

意見の概要	市の考え方
<b>『1 国の動向 成年後見制度の理念 (P.10)』</b>	
<p>成年後見制度の3つの理念のうち、「③身上の保護の重視」は促進法の理念であるため、これを「残存能力(現存能力)の活用」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり、残存能力の活用についても成年後見制度の理念であると認識しておりますが、促進法第3条第1項で規定されている成年後見制度の理念として、①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、③身上の保護の重視が謳われていることから、本計画書上も、そのとおりの記載にさせていただきました。</p>
<b>『ア 市民後見推進事業 (P.19)』</b>	
<p>社会福祉協議会や後見センター等が市民後見人の後見監督人等に就任することで、市民後見人が安心して活動できるという他都市の事例もあるが、札幌市では、市民後見人に対して後見監督人をつけない理由は何か。</p> <p>また、市民後見人の活動をスムーズにするため、中核機関等が後見監督人等となる考えはないか。</p>	<p>後見監督人は、家庭裁判所が必要があると認めるときに選任するものであり、札幌市の判断で選任することはできないものと認識しております。</p> <p>札幌市では、市民後見人の活動がスムーズに行われるよう、その活動に関する相談対応等を行っており、引き続き、市民後見人を支援する取組を進めてまいります。</p>

意見の概要	市の考え方
『ア 市民後見推進事業 (P.19)』	
<p>市民後見人の活動についての意見である。</p> <p>全国的に、行政や社会福祉協議会（以下、「社協」）が養成した市民後見人は、社協が市から受託している法人後見のなかの後見支援員として、まずは後見活動に触れ、その後、ある程度の活動により実務を身に付けた者が、法人後見の支援員の立場から、市民後見人として単独受任へ移行するという話をよく聞いている。</p> <p>札幌市は、養成した市民後見人を、はじめから単独で裁判所に推薦しているが、数十時間の研修を受講した者が、いきなり、市民後見人として後見活動を行うことは、多くの課題にぶつかるのではないかと思う。私は専門職後見人であるが、それでも、毎回、後見業務では悩むことが多くある。</p> <p>今後、市民がメリットのある制度として、成年後見制度を理解して、必要な方に当該制度が利用されるためにも、市民後見人の質の担保も検討していくべきだと考える。</p> <p>札幌市には、市から委託された法人後見実施団体はあるのか。もし、あるならば、そのなかで市民後見人を支援員として活用する方法は、後見人としての育成としては、有効性が高いと思われる。もし、札幌市が委託している法人後見実施団体がないのであれば、今後、市民後見人の育成の場としても、札幌市における法人後見実施機関の設置も計画に盛り込むことを希望する。</p> <p>また、札幌市内で既に法人後見を受託している機関へ法人後見事業を委託する事も検討して欲しい。</p>	<p>ご意見のとおり、市民後見人の質は担保されるべきものであると考えております。</p> <p>札幌市では、市民後見人の養成にあたり、当該制度知識や関係法令等の習得を図るための基礎研修に加え、後見活動における家庭裁判所への報告書類の作成等を行う実務研修を実施しております。</p> <p>また、養成研修の受講者が市民後見人としての適性を有するかを正確に判断するため、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職等で構成する運営委員会による書類審査や面接等を実施し、厳正なる選考を行っております。</p> <p>さらに、養成研修修了後においても、市民後見人候補者に対し、成年後見実務の研鑽や知識習得のためのフォローアップ研修の実施に加え、市民後見人の活動の手引き書を作成・配布するとともに、実際に活動する市民後見人からの相談対応や家庭裁判所に提出する書類内容を確認し、適切な活動が行われるよう支援しております。</p> <p>今後も、十分な知識等を有する市民後見人候補者を養成し、その活動を支援する取組を進めてまいります。</p> <p>また、法人後見実施団体の委託有無についてですが、札幌市では、法人後見の実施を特定の団体に委託はしておりません。法人後見は、長期間の後見活動が想定される際、その活用が有効な場合があり、その活動を推進することは必要であるものと認識しております。</p> <p>そのため、まずは、法人後見実施団体やその活動に関する課題等を把握し、適切な支援を行うための調査・研究を行うこととしておりますので、その中で、法人後見実施機関のあり方等についても検討してまいります。</p>

## 【第4章 施策の展開】

意見の概要	市の考え方
『施策1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築 (P.33 ~ 36)』	
<p>中核機関には、その重要性に応じた多大なる役割が課せられているように感じるが、運営主体や人員体制はどうするのか。また、配置する人員には、有資格者である必要はあるのか。</p>	<p>ご意見のとおり、中核機関は多岐にわたり重要な役割を担うこととなるため、その具体的な体制等については、他都市における事例等を参考にするとともに、成年後見制度に携わる各関係機関等と協議を行いながら検討を進めてまいります。</p>
<p>多岐にわたる役割機能を持つ中核機関は、区ごとに1箇所の設置を求めたい。広域かつニーズが多様化しており、支援が必要なケースが多い。ケアマネジャーとしては、当事者本人や家族等への説明を行っても理解が不十分で成年後見制度が最も権利擁護の点で有効でも、制度に結びつかないケースがある。フットワークがポイントになるため、区ごとの設置が望ましい。</p> <p>さらに、中核機関を社会福祉協議会へ委託している自治体があるが、札幌市では地域コーディネイト機能が開始されたばかりであり、描いていたような成果が出ていないため、専念すべきと考える。</p> <p>よって、現状のままでは、区や市の社会福祉協議会への委託は考えられない。</p>	

意見の概要	市の考え方
『施策1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築 (P.33～36)』	
<p>成年後見制度を必要な人を発見・支援する体制についての意見である。</p> <p>成年後見制度に関するチラシや講演会等における当該制度の周知はもちろんだが、それと合わせ、市民が生活に支障のある方を発見した際、すぐに相談できる権利擁護支援の相談場所が必要であるとする。その相談場所から、結果的に成年後見制度につながったということになってほしい。</p> <p>成年後見制度は、権利擁護支援の一つの制度である。まずは、市民が相談できる権利擁護支援の相談窓口が必要であるとするので、中核機関のチラシ等には、そのような機関の使い方も明記してほしい。</p> <p>また、困りごとを抱えた方々は、なかなか中核機関の窓口まで行けないと思うので、中核機関の相談機能にアウトリーチの支援機能をつけてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、権利擁護支援に関する相談を受けとめる場所は重要であると認識しておりますので、今後、作成する成年後見制度や中核機関に関するチラシ等への明記も含め、検討してまいります。</p> <p>また、中核機関は重要な役割を担うこととなるため、その具体的な機能や体制については、他都市における事例等を参考にするとともに、成年後見制度に関わる関係機関等と協議を行いながら検討を進めてまいります。</p>
『施策2 制度利用に繋がる情報提供や相談の実施 (P.38、P.39)』	
<p>知的障がい者や精神障がい者などが成年後見制度を利用しようとしても、ハードルが高いと感じてしまう。当該制度について、もっと多くの方々に周知啓発してもよいのではないかと。</p> <p>また、知的障がいや精神障がいがあり、家族が金銭管理を行っている場合には、今後、家族も含めて高齢化が進んでいった際、どのような支援が利用できるのか。</p>	<p>ご意見のとおり、成年後見制度については、任意後見制度を含め、市民の方々にあまり理解されておらず、身近な制度とは言えない状況にあります。そのため、札幌市では、効果的な広報活動を検討のうえ、様々な場面で当該制度の普及啓発に努めてまいります。</p> <p>また、金銭管理に係る支援については、札幌市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業をはじめ、任意後見制度や成年後見制度の利用等によっても支援を受けることができますので、今後も、権利擁護支援に関して、より幅広く周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>法定後見の周知が十分ではなく、また、任意後見制度についてもなかなか理解されず、今日に至っているように見受けられる。例えば、法テラスや認知症カフェ等、開かれた雰囲気の中、具体的ケースを交えて、より幅広く周知徹底を図ってほしい。</p>	

意見の概要	市の考え方
『施策2 制度利用に繋がる情報提供や相談の実施 (P.38、P.39)』	
<p>成年後見制度を利用している方が転居をするにあたり、保証会社の審査がなかなか通らなかったことがある。不動産会社から、審査が通らない理由として、当該制度の利用が影響していると思われる旨説明があり、制度利用者の部屋探しをする際の難しさを感じた。このことは、促進法第3条第1項に規定するノーマライゼーションの理念に反しているし、当該制度趣旨が正しく理解されていないことが原因であると思われる。</p> <p>札幌市では、これまでも、関係者や一般市民向けのフォーラムやセミナーを開催してきたと思うが、これは興味関心がある方が参加すると思うので、制度理解が必要な方に対する働きかけや周知が必要ではないかと考える。</p> <p>成年後見制度を利用することで、差別や偏見、不利益が生じることがないように、保証会社や不動産会社、一般賃貸住宅のオーナー等も含め、正しい制度理解についての普及啓発を実施して欲しいと感じた。</p>	<p>誰もが安心して成年後見制度を利用できるようにするためには、成年後見制度が本人の生活を守り、権利擁護支援を図るための重要な制度であることを、多くの方々に知っていただくことが必要であると考えております。</p> <p>そのため、幅広い方々を対象として制度内容等に関する普及啓発活動を積極的に実施し、より多くの方々に正しい制度理解が図られるよう取り組んでまいります。</p>
『施策3 成年後見制度利用支援事業の推進 (P.40)』	
<p>申立件数を増やせるような体制整備を求める。必要としている方は年間50人以上は存在する。</p>	<p>成年後見制度の利用を必要としている方が、速やかに当該制度に繋がることができるよう、各専門職団体や関係機関等が参画する地域連携ネットワークを整備するとともに、当該ネットワークを効果的に機能させるための協議会や、その事務局等を担う中核機関の設置を進め、必要となる体制を整備してまいります。</p>

意見の概要	市の考え方
『施策4 後見人となる人材の育成・活用 (P.41)』	
<p>後見人がその活動を適切に行うためには、十分な知識が必要になることに加え、関係者と適宜情報共有を図っていくことが重要と考える。</p> <p>また、後見人は、被後見人の最期の生活を支えるため、大変責任の重い仕事である。</p> <p>そのようなことを理解した市民後見人が育ってくれば、少しは安心して後見業務を任せられると思う。</p>	<p>札幌市では、市民後見人を養成するための研修や、市民後見人候補者へのフォローアップ研修を実施し、関係者との情報共有の重要性を含め、後見活動に関する知識の習得を図っています。</p> <p>また、市民後見人からの後見活動に関する相談対応等を行うことで、その活動を支援しています。</p> <p>今後も、十分な知識等を有する市民後見人候補者を養成し、その活動を支援する取組を進めてまいります。</p>
『施策4 後見人となる人材の育成・活用 (P.41)』	
<p>市民後見人に係る養成講座等の受講者に対し、活動の働きかけは行わないのか。</p>	<p>養成講座等を受講した市民後見人候補者に対しては、年1回、活動ができる状況であるか否かの意向確認を行っております。</p> <p>また、市民後見人の受任に適した案件がある場合には、その都度、受任可能な状況であるか否かを聞き取っており、後見活動に係る働きかけを行っております。</p>



## 【第5章 計画の推進について】

意見の概要	市の考え方
『計画の推進体制 (P.48 ~ P.50)』	
<p>成果指標である、「成年後見制度の市民の認知度」の目標値33%について、基本目標Ⅱの内容と比較すると、目標値が低い印象を受ける。また、数字の根拠が分からない。</p>	<p>2018年度（平成30年度）に実施した成年後見制度に関する市民意識調査は、無作為抽出した市民5,000人（満18歳以上の男女）を対象に実施しており、その結果、当該制度の内容を知っていた方は26.8%であることを把握しました。</p> <p>本計画期間が、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間であることや本市の人口を鑑み、今後、より積極的な広報等を実施していくうえで、目標値の33%は決して低いものではないと認識しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>また、目標値については、成年後見制度の利用・活用に関連の深いと考えられる40歳代以上の市民が本市人口の約2/3を占めており、計画期間中、そのうちの半数の方々に当該制度を知っていただきたいと考え、目標値を33%に設定しております。</p>
『計画の推進体制 (P.48 ~ P.50)』	
<p>成果指標として、「本人・親族申立ての報酬助成件数」を設定しているが、助成対象の拡大はいつから始まるのか。他の自治体では、すでに本人・親族申立てに対する報酬助成を実施しているところもあり、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会も要望書を提出している。本人の最低生活を守りつつ、専門職後見人の職務が正当に評価されるよう、遅くとも2021年度（令和3年度）から開始されるべきである。また、330件の根拠や累計が何を指しているか分からない。</p>	<p>成果指標の目標値330件については、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）の期間における、本人・親族申立ての報酬助成実施件数に係る累計値を示しており、促進法施行以後、助成対象を拡大した指定都市の助成件数の増加状況等を踏まえて設定しております。</p> <p>本市としても、助成対象の拡大を図ることは、成年後見制度の利用を促進するうえで重要な施策であると認識しておりますので、その実施時期については、ご意見のとおり、早期に開始ができるよう検討を進めてまいります。</p>